

---

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース  
2020/10/26号 (No. 378)

---

【知的財産権部からのお知らせ】

●在中国日系企業における営業秘密漏えい対策支援事業のご案内  
海外ビジネスを展開するにあたって、自社の経営や技術に関する情報を保護することは極めて重要です。特に中国では、従業員の流動性が高いため、外部には漏らしたくない仕入や納入ルート、顧客情報など経営情報、図面や製造工程などノウハウ、技術情報の漏えいリスクへの備えが欠かせません。ジェトロでは、実際に営業秘密の保護・管理体制の導入を図る日本企業の中国現地法人を対象に、専門家を派遣しコンサルテーションや社内研修を行う事業を実施します。サービス内容は支援対象企業のニーズにあわせてオーダーメイドでご提供いたします。

日本とは異なる商慣習や労務環境、司法保護状況に合わせて営業秘密の管理体制や保護措置を導入するために、ぜひご利用下さい。事業の詳細、申請書は以下 URL よりご確認ください。

[https://www.jetro.go.jp/services/ip\\_service\\_prevent.html](https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_prevent.html)

<支援事業概要>

募集期間：2020年6月10日（水）より募集開始。

上限（25社程度を予定）に達し次第終了。

支援期間：採択後から2021年1月29日（金）まで。

利用時間上限：1社あたり20時間

採択企業数：25社程度を予定

費用：無料

\*実際に対策を導入するための社内措置等の費用は自社負担となります。

<お問い合わせ先>

ジェトロ知的財産課

担当：赤澤、中山

Mail：CHIZAI@jetro.go.jp Tel：+81-3-3582-5198 Fax：+81-3-3585-7289

---

○ 法律・法規等

1. 国家市場監督管理総局、「インターネット取引監督管理弁法」で意見募集(国家市場監督管理総局公式サイト 2020年10月20日)

2. 中国改正専利法、2021年6月1日施行へ 賠償額上限が500万元に(中国知識産権资讯网 2020年10月17日)

○ 中央政府の動き

1. 国家知識産権局とサウジアラビア知的財産総局がビデオ会議を開催(国家知識産権網 2020年10月21日)

2. CNIPAとEPO、特許協力条約試行プログラムを12月に始動(国家知識産権網 2020年10月20日)

3. CNIPA 甘副局長、ジェトロ北京事務所堂ノ上所長、高島新任所長と会談(国家知識産権網 2020年10月16日)

○ 地方政府の動き

1. 江蘇省、「外資系企業知財権申請・登録・権利行使ガイドライン」を発表(国家知識産権網 2020年10月19日)

2. 河北省商務庁、ビジネス分野における知的財産権保護に注力(中国打撃侵權工作網 2020年10月19日)

3. 四川省市場監督管理局、外資系企業知財保護シンポジウムを開催(中国打撃侵權工作網 2020年10月16日)

○ 司法関連の動き

1. 上海市楊浦区人民検察院、「上海楊浦知財検察白書 2020」を公表(中国打撃侵権工作網 2020年10月21日)
2. 広州中級法院と市場監督管理局、知財保護共同会議を開催(中国保護知識産権網 2020年10月15日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

1. 深セン税関、差し押さえた権利侵害品の数と金額が全国トップ 1~9月(中国打撃侵権工作網 2020年10月21日)
2. 天津税関、サウジアラビアから輸入されたレクサスの偽エンブレムを押収(中国打撃侵権工作網 2020年10月20日)
3. 厦門税関、「HUAWEI」や「OPPO」などの商標権を侵害する携帯電話を押収(中国打撃侵権工作網 2020年10月20日)

○ 統計関連

1. 広西自治区の専利出願が3万3415件、25.55%増 今年1~8月(中国打撃侵権工作網 2020年10月20日)

○ その他知財関連

1. 第17回上海知的財産権国際フォーラムが開幕(国家知識産権網 2020年10月21日)
2. 杭州で人工知能と知的財産権イノベーションサミットが開催(中国打撃侵権工作網 2020年10月20日)
3. 国際知的財産保護協会、初のオンライン国際総会を開催(国家知識産権網 2020年10月16日)

● ニュース本文

○ 法律・法規等

★★★1. 国家市場監督管理総局、「インターネット取引監督管理弁法」で意見募集★★★

「電子商取引法」の実施徹底とインターネット取引のさらなる規範化をねらい、国家市場監督管理総局が現行の「インターネット取引管理弁法」を改正し、「インターネット取引監督管理弁法」の意見募集稿を作成した。11月2日まで一般向け意見募集を行っている。意見提出の方法は以下の3つである。

▽国家市場監督管理総局公式サイト (<http://www.samr.gov.cn>) でオンライン提出

▽電子メール [wjsgfc@samr.gov.cn](mailto:wjsgfc@samr.gov.cn)

▽書簡 北京市西城区三里河東路8号 国家市場監督管理総局・網絡交易監督管理司 郵便番号100820

(出典：国家市場監督管理総局公式サイト 2020年10月20日)

[http://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/202010/t20201020\\_322434.html](http://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/202010/t20201020_322434.html)

★★★2. 中国改正専利法、2021年6月1日施行へ 賠償額上限が500万元に★★★

10月17日、第13回全国人民代表大会常任委員会が開いた第22回会議で、中国専利法第4次改正が可決された。改正法では、法定賠償額の上限が500万元に引き上げられた。2021年6月1日から施行されるという。

今回の改正は、主に▽専利権侵害の懲罰的な損害賠償制度の導入や立証責任の転換などを含む専利権者の権益保護強化、▽職務発明制度の明確化などを含む専利の実施・運用の促進、▽意匠保護制度の変更などを含む権利付与制度の改善——の3つの内容が含まれる。

知的財産権の保護をさらに強化するため、改正法では新たに懲罰的損害賠償制度が追加され、故意に専利権を侵害し、情状が重大である場合に、人民法院は権利者が蒙った損失、侵害者が得た利益または特許ライセンス料の倍数に基づいて算出された金額の1から5倍以内に損害賠償額を確定することができることと規定されている。同時に、法定賠償額の引上げを行い、上限が500万元に、下限が3万元に引き上げられた。

意匠権の保護について、部分意匠制度と意匠の国内優先権制度が正式に導入され、意匠権の保護期間が出願日から15年へと延長された。

(出典：中国知識産権资讯网 2020年10月17日)

[http://www.cipnews.com.cn/cipnews/news\\_content.aspx?newsId=125325](http://www.cipnews.com.cn/cipnews/news_content.aspx?newsId=125325)

○ 中央政府の動き

★★★1. 国家知識産権局とサウジアラビア知的財産総局がビデオ会議を開催★★★

10月13日、中国国家知識産権局（CNIPA）とサウジアラビア知的財産総局（SAIP）がビデオ会議を開催し、申長雨局長とアブドゥラジス CEO（最高経営責任者）が出席した。

両長官は、昨年以降の協力事業を回顧し、それぞれの最新の動き、職員研修協力、SAIP主催のグローバル知的財産チャレンジフォーラムなどについて踏み込んで意見交換を行った。双方はまた、特許審査ハイウェイ（PPH）に関する協力協定を締結した。

申局長は、サウジアラビア側とともに、双方の協力を確実に深めていきたいと表明し、アブドゥラジス CEO は、今回の協定締結を通じてさらなる協力強化とより多くの成果獲得を実現するとともに、密接な意思疎通、交流を続けていくことを望むと語った。

(出典：国家知識産権網 2020年10月21日)

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/10/21/art\\_53\\_153608.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/10/21/art_53_153608.html)

★★★2. CNIPA と EPO、特許協力条約試行プログラムを12月に始動★★★

国家知識産権局（CNIPA）が10月20日、同局と欧州特許庁（EPO）の特許協力条約（PCT）国際調査機関試行プログラムに関する共同コミュニケを公表した。双方は今年12月1日に同プログラムを開始し、中国の出願人はPCT国際調査機関としてEPOを選択することができるようになる。

試行期間は2年で、CNIPA または国際事務局を受理官庁として提出されるPCT出願について、初年度の最大申し込み件数は2500件、2年目は3000件としている。中国の国民、居住者はPCTに基づいて英語で提出した国際出願は、国際調査機関としてEPOを選択することができる。

試行プログラムの移行段階では、CNIPA に提出され、国際調査機関としてEPOを選択した国際出願について、出願人はユーロで直接EPOに国際調査料金を支払うこととしている。近い将来、CNIPA に国際出願を提出する際に、人民元で国際検索料金を支払うことができるようにする予定という。

(出典：国家知識産権網 2020年10月20日)

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/10/20/art\\_53\\_153571.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/10/20/art_53_153571.html)

★★★3. CNIPA 甘副局長、ジェトロ北京事務所堂ノ上所長、高島新任所長と会談★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）の甘紹寧副局長が10月15日、間もなく離任する日本貿易振興機構（JETRO）北京事務所所長の堂ノ上武夫氏、新任所長の高島竜祐氏と北京で会談した。

甘副局長は、「ジェトロ北京事務所は長年、CNIPA と日本国特許庁（JPO）の間の連絡調整を行い、重要イベントに参加し、両国の知的財産協力事業に重要な貢献を行った」と評価し、堂ノ上所長が両庁協力を推進するために行った貢献についても感謝の意を表し、高島新所長に双方の協力を引き続き支援してほしいと求めた。

堂ノ上氏と高島氏はジェトロ北京事務所で現在進めている知的財産権活動を説明し、CNIPA との協力強化を期待すると表明した。

(出典：国家知識産権網 2020年10月16日)

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/10/16/art\\_53\\_153410.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/10/16/art_53_153410.html)

○ 地方政府の動き

★★★1. 江蘇省、「外資系企業知財権申請・登録・権利行使ガイドライン」を発表★★★

江蘇省知的財産権及び商標戦略実施業務指導グループの事務局はこのほど、「江蘇省外資系企業知的財産権申請・登録・権利行使ガイドライン 2020」を発表した。

同ガイドラインは中英対訳であり、中国大陸部における専利（特許・実用新案・意匠）出願、商標出願、著作権登録の流れ、権利期限、ライセンス、権利譲渡などについて詳しく説明してある。また、知的財産権が侵害された場合や、知的財産権侵害で訴えられた場合、または知的財産権の帰属や報奨、報酬などに係る紛争が生じた場合の対応手順についても明確にした。このほか、江蘇省の知的財産権管理・サービスの資源について、中英対照リストを作成し、外資系企業に提供する。

江蘇省は2012年から、9年連続で外資系企業向けの「知的財産権申請・登録・権利行使ガイドライン」を作成、発表している。

(出典：国家知識産権網 2020年10月19日)

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/10/19/art\\_57\\_153534.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/10/19/art_57_153534.html)

### ★★★2. 河北省商務庁、ビジネス分野における知的財産権保護に注力★★★

河北省知的財産権戦略実施活動指導グループが先日、石家荘市で開いた会議において、今年のビジネス分野における知的財産権保護活動の実施状況と今後の活動方針について、商務庁の任会君副庁長が演説を行い、説明した。

今年上半期、商務庁は6つの活動チームを設置し、158社の企業と6つの国家級経済開発区を訪れ、コンサルティングを積極的に行うとともに、オンラインによる公共サービスを活用するなどして、知的財産権保護に関する情報サービスを強化した。

外資系企業の知的財産権保護について、同庁は、外資系企業専門の苦情通報メカニズムを導入し、外資系企業と仲裁機構の交流を促進するなどして、外資系企業の権利擁護ルートの最適化に取り組んできた。

来年からの第14回五か年計画の実施に合わせて、省商務庁は今後、海外の知的財産権情報に関するサービスの強化や、企業の海外における権利保護能力の向上、主要分野の知的財産権保護活動の推進、知的財産権の保護に関する国際交流・協力の展開などに注力する方針であるという。

(出典：中国打撃侵権工作網 2020年10月19日)

<http://www.ipraction.cn/article/gzdt/dfdt/202010/325454.html>

### ★★★3. 四川省市場監督管理局、外資系企業知財保護シンポジウムを開催★★★

10月14日、四川省市場監督管理局（知識産権局）と中国外商投資企業協会・優良ブランド保護委員会（QBPC）が外資系企業の知的財産権保護をテーマとしたシンポジウムを共催した。省市場監督管理局の趙輝副局長、丁宇QBPC会長と、シグニファイやジョンソン&ジョンソンを含む20数社の外資系企業の責任者がシンポジウムに出席した。

シンポジウムにおいて、四川省知識産権局とQBPCは「知的財産権保護協力覚書」を締結した。双方は、協同連絡チームを設置し、業務交流・協力を強化し、知的財産権侵害の違法、犯罪を取り締まる協同体制を確立し、普及啓発を共同で実施するなどして、知的財産権保護の長期体制の整備、イノベーションと発展の促進、市場環境の最適化を一層推し進めていくことで合意した。

(出典：中国打撃侵権工作網 2020年10月16日)

<http://www.ipraction.cn/article/gzdt/dfdt/202010/325370.html>

## ○ 司法関連の動き

### ★★★1. 上海市楊浦区人民検察院、「上海楊浦知財検察白書 2020」を発表★★★

上海市楊浦区人民検察院が10月20日、2020年の知的財産権犯罪事件を全面的に整理・分析した「上海楊浦知的財産権検察白書 2020」を発表した。

白書によると、楊浦区検察院が今年受理した知的財産権侵害事件は65件（容疑者159人）、そのうち、逮捕した容疑者は同期比122%増の104人（40件）で、起訴した容疑者は同150%増の55人（25件）であった。各種の知的財産権侵害犯罪は急増しており、中には登録商標冒用事件の増加が目立っている。販売ルートは従来の店舗やネットショップから、Wechat（微信）の「モーメンツ」や、生中継で商品を売る「ライブコマース」などのプラットフォームに広がっている。犯罪組織の規模化、隠蔽手法の巧妙化、生産過程のより細かい分業化などの傾向が明らかである。

(出典：中国打撃侵権工作網 2020年10月21日)

<http://www.ipraction.cn/article/gzdt/dfdt/202010/325749.html>

### ★★★2. 広州中級法院と市場監督管理局、知財保護共同会議を開催★★★

広東省広州市の中級人民法院と市場監督管理局が先日、今年度初の知的財産権保護に関する共同会議を開催した。双方が締結した「知的財産権保護協力強化協定」の徹底に向け、司法と行政の連動、知的財産権の保護協力、広州のビジネス環境整備への支援などについて議論が交わされた。

市中級法院の呉副院長は演説の中で、広州のビジネス環境を最適化させる上での知財保護の重要な役割を強化することや、最高人民法院「知的財産権司法保護の全面的な強化に関する意見」と市中級法院「知的財産権司法保護活動のさらなる強化に関する意見」を徹底することを強調した後、同法院の今後の活動方針について、▽経済の高品質な発展促進と、知的財産権司法保護の責任感と緊迫感のさらなる強化、▽知的財産権に関する行政保護と司法保護の連動のさらなる推進、▽広州における知的財産権司法保護の手段などの革新——の3つを説明した。

(出典：中国保護知識産権網 2020年10月15日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/sfjg/rmfy/dfgy/202010/1955925.html>

○ ニセモノ、権利侵害問題

★★★1. 深セン税関、差し押さえた権利侵害品の数と金額が全国トップ 1～9月★★★

広東省・深セン市税関が管轄する大鵬税関はこのほど、輸出貨物の中から「UNICRESE および図形」商標を侵害する疑いのあるポロシャツを4万7000枚差し押さえ、皇崗税関は9月22日、「LV」「GUCCI」「DIOR」など26のブランドの商標専用権を侵害するメガネや腕時計、イヤホンなどを4873点差し押さえた。

深セン税関は今年に入ってから、「龍騰行動2020」や「藍網行動」、「浄網行動」など、知的財産権保護の特別キャンペーンを実施してきた。今年1～9月、同税関は3000ロットの貨物に対し知的財産権税関保護措置を適用し、権利侵害貨物を2300ロット、合わせて約4702万点差し押さえた。総額は2450万元に達する。差し押さえた貨物の数と金額はいずれも全国トップとなっている。

深セン税関は積極的に業務方法を革新し、情報共有、動向分析、共同摘発などの面から全国の税関との協力を深めてきた。同時に、公安局や裁判所などの関係部門との連携を強化し、知的財産権法執行や侵害判定などについて協力を推進している。

(出典：中国打撃侵権工作網 2020年10月21日)

<http://www.ipraction.cn/article/gzdt/dfdt/202010/325683.html>

★★★2. 天津税関、サウジアラビアから輸入されたレクサスの偽エンブレムを押収★★★

天津税関はこのほど、サウジアラビアから輸入された自動車部品の中から、トヨタの高級車ブランド、レクサス (LEXUS) のエンブレムなどを277点発見し、商標権侵害の疑いがあるとして仮差押えを行った。天津税関が輸入ルートで知的財産権侵害品を差押えたのは初めてである。

税関職員によると、当該貨物のうち、「LEXUS」ロゴが使用されている車両用エンブレムや、エンブレム固定用部品などを277点発見した。荷受人および代理人はトヨタ自動車からの授權委託書などの資料を提出できなかった。「LEXUS」商標権を侵害している疑いがあると判断した税関職員は貨物の通関を中止し、トヨタ社に連絡した。トヨタ社の確認により、差押えられた貨物はいずれも同社の商標権を侵害していることが判明した。本件はすでに後続部門に処理のため引き渡している。

(出典：中国打撃侵権工作網 2020年10月20日)

<http://www.ipraction.cn/article/gzdt/dxal/alqt/202010/325632.html>

★★★3. 厦門税関、「HUAWEI」や「OPPO」などの商標権を侵害する携帯電話を押収★★★

厦門税関はこのほど、「HUAWEI」、「MI」、「OPPO」、「vivo」の4つのブランド権利者から書簡を受け取り、同税関によって押収された計2049台の携帯電話が全て権利侵害商品であることが確認された。権利者は同時に税関に対して、知的財産権税関保護の実施を申し込んだ。厦門税関が携帯電話の権利侵害品を摘発したのは、今回が初めてである。

税関によると、「スポーツシューズ」として泉州のある商社によって輸出申告された貨物について、税関職員が現場検査を行う中で、包装がかなり乱雑であることに気付き、開梱して検査したところ、コンテナの底から「MI」や「OPPO」、「vivo」などのブランドの携帯電話を多数発見。税関は直ちに貨物の通関を止め、権利者に鑑定を依頼したところ、全て権利侵害商品であることが判明した。税関はすでに関連貨物を差し押さえ、さらに調査を進めていくという。

(出典：中国打撃侵権工作網 2020年10月20日)

<http://www.ipraction.cn/article/gzdt/dxal/alqt/202010/325628.html>

○ 統計関連

★★★1. 広西自治区の専利出願が3万3415件、25.55%増 今年1～8月★★★

今年1～8月、広西チワン族自治区の専利(特許、実用新案、意匠)出願は前年の同じ時期に比べて25.55%増の3万3415件に達した。このほど開催された広西知財戦略実施業務共同会議で分かった。

統計によると、今年1～8月、特許、実用新案、意匠を合わせた3種類の専利出願件数が前年同期比25.5%増の3万3415件、取得件数が同46.68%増の2万1384件。今年9月現在、有効登録商標は27万7025件、同23.89%増加した。

知的財産権の運用にも新たな進展があり、1～9月に成立した輸出入技術契約が5073件で、その契約額が376億9000万元に達する。知的財産権保護も強化され、昨年に専利権侵害・詐称事件を131件、商標権違法事件を698件摘発・処理した。

(出典：中国打撃侵權工作網 2020年10月20日)

<http://www.ipraction.cn/article/xwfb/gnxw/202010/325608.html>

○ その他知財関連

★★★1. 第17回上海知的財産権国際フォーラムが開幕★★★

10月20日、「感染症収束後の高品質な経済発展を推進し、国際知的財産権保護の高地を構築する」をテーマとした第17回上海知的財産権国際フォーラムが開幕した。国家知識産権局(CNIPA)申長雨局長が開幕式で演説を行い、上海市の龔正市長と世界知的所有権機関(WIPO)ダレン・タン事務局長がビデオメッセージによる挨拶を寄せた。

3日間にわたり開催される今回のフォーラムは、中国国家知識産権局、WIPO、上海市人民政府が共催し、上海市知識産権局が運営を担当している。WIPOと政府、企業、大学などからの関係者、専門家はオンラインとオフラインの方式で出席し、新たな情勢下における知的財産権の創造・保護・運用の強化などをめぐって、踏み込んだ議論を行った。

(出典：国家知識産権網 2020年10月21日)

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/10/21/art\\_53\\_153615.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/10/21/art_53_153615.html)

★★★2. 杭州で人工知能と知的財産権イノベーションサミットが開催★★★

10月17日、浙江省杭州市で人工知能と知的財産権イノベーションサミットが杭州国際博覧センターで開催された。杭州市市場监督管理局が主導して、国家知的財産権運営公共サービスプラットフォーム、浙江省人工知能産業知的財産権連盟、杭州人工知能産業知的財産権投資運営プラットフォーム、杭州樂知新創人工知能科技公司が共催した。

サミットにおいて、知的財産権と人工知能分野の専門家が一堂に会し、「国際知的財産権保護の発展における重要な動き」、「人工知能時代における知的財産権の法律、応用問題」などをめぐって議論を交わした。

杭州市は、中国の人工知能に関する研究開発、産業化が進んでいる国内有数の地域で、人材や計算能力、特許などの面で先行している。

(出典：中国打撃侵權工作網 2020年10月20日)

<http://www.ipraction.cn/article/xwfb/gnxw/202010/325605.html>

★★★3. 国際知的財産保護協会、初のオンライン国際総会を開催★★★

国際知的財産保護協会(AIPPI)が10月5日から14日にかけて初のオンライン国際総会を開催した。中国国家知識産権局(CNIPA)からは申局長が10月13日に行われた日中米欧韓の五庁長官対話に出席し、オンラインで講演を行った。

申局長は、出願人の権益保護、新型コロナ克服に関する研究への支援、企業の生産再開への支援、国際協力の強化などでCNIPAが講じた取り組みを説明した後、知的財産権に関するグローバル・ガバナンスの最適化、グローバル・イノベーションの促進、公平な競争環境の構築などを提案した。

世界知的所有権機関(WIPO)ダレン・タン事務局長、日本国特許庁(JPO)糟谷長官、欧州特許庁(EPO)カンピーノス長官、欧州連合知的財産庁(EUIPO)アルチャンビュー長官、米国特許商標庁(USPTO)イアック長官が対話に出席した。

(出典：国家知識産権網 2020年10月16日)

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/10/16/art\\_53\\_153412.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/10/16/art_53_153412.html)

=====

【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG (Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ) は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。

主な活動には、年5回開催する予定の全体会合(メンバー間の情報交換や各種講演を実施)や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産権問題についての

情報交換を行う WG 等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。

ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPGweb サイト：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局（ジェトロ・北京事務所 知的財産権部）

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

---

【配信停止・配信先変更】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

配信先を変更したい場合は、配信停止をした上で新たな E メールアドレスをご登録ください。

[https://www.jetro.go.jp/mail5/u/!p=tTW\\_Glj5ntM53\\_3CF1ZAZAZ](https://www.jetro.go.jp/mail5/u/!p=tTW_Glj5ntM53_3CF1ZAZAZ)

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

---

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved